

令和4年福島県沖地震に係る住宅の応急修理制度 被災住宅の応急修理業者の皆様へ

※応急修理は町が施工業者の方へ依頼して実施します。

※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了し、修理費の支払が完了している場合は対象となりません。

住宅応急修理見積書等の作成（様式第3号）

地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。また、あくまで応急修理ですので、対象となる範囲が決められています。

詳しくは、「住宅の応急修理にかかる工事例」をご確認ください。

修理箇所について、申込者と打ち合わせの上、屋根、壁、土台等部分ごとに見積書を作成し、建設水道課に提出してください。

◆応急修理の範囲

次のうち日常生活に不可欠な部分で、より緊急を要する箇所が対象です。

- ①屋根等の基本部分
- ②ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③上下水道等の配管・配線
- ④トイレ、風呂等の衛生設備

※地震の被害と直接関係ある修理のみが対象

※内装に関するものは原則として対象外

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※家電製品は対象外

※リフォームや仕様のグレードアップとなるものは対象外

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施する。

◆1世帯あたりの限度額

半壊以上 59万5千円（税込み） 準半壊 30万円（税込み）

限度額を超えた分は被災された方の自己負担となります。

◆作成書類一覧

- ①住宅応急修理見積書（様式第3号）

※屋根・外壁・土台等、部分ごとの修理明細を数量等がわかるよう作成してください。

「屋根工事 一式」などの記載はしないでください。

- ②写真（修理箇所ごとの施工前）

◆注意事項

住宅応急修理見積書を作成後、申込者に修理箇所や費用など、見積内容をよく説明したうえで、お渡しください。

応急修理の実施

町で、修理見積書の提出後に内容を審査し、修理依頼書を交付します。また、申込者には、応急修理決定通知書を交付します。

町から修理依頼書の交付がありましたら、申込者と日程を調整の上、工事を進めてください。

なお、施工前、施工中、施工後の写真が必要になりますので、忘れずに撮影願います。

工事完了報告書(申込者による完了確認の上)、写真の提出

工事完了後、工事完了報告書の下欄の完了確認に申込者の自署又は記名押印をいただきます。

報告書等必要書類を揃え、建設水道課に提出願います。町で審査を行った後に、施工業者に費用を支払います。

◆提出書類

- ①工事完了報告書（様式第6号）
- ②施工写真（施工前、施工中、施工後）
- ③請求書

提出・お問い合わせ先

〒963-629

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

浅川町役場 建設水道課

電話：0247-36-1184 FAX：0247-36-2895

E-mail：kensetsusuidou@town.asakawa.fukushima.jp